

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

(個人情報一答申第11号)

◆諮問第12号(個人情報)

市議会に提出する議案及び報告に含まれる個人情報の取扱いについて

答 申 書

1 諮問の概要

市議会の議決を経るために市長が提出する議案の中には、個人の氏名、住所等の個人情報を含むものがある。これら議案に含まれる個人情報は、その性質上、市議会における議案審議に不可欠であるが、他方、議案が市議会という公の場で審議されるものであるため、議案に掲載された事案の内容や性格等によっては、個人情報の保護に特別の配慮を要するものが生じうる。また、議案とは別に、法令の規定に基づき市長が市議会に対して行う報告の中にも個人情報を含むものがあり、議案と同様に個人情報の保護に配慮を要するものが存在する。

そして、これら議案及び報告は、議案書及び報告書（以下「議案書等」という。）としてそれぞれ冊子にまとめられ、議会開会中だけでなく、議会閉会后においても、市民が常時閲覧できるよう市民情報コーナーや図書館等において公表されており、結果として、そこに掲載された個人情報が市民の目に触れる状態が半永久的に継続し、この点においても個人情報の保護への配慮が求められる。

そこで、このような議案審議の重要性と個人情報の保護という2つの要請に応えるため、当審査会の前身である伊勢崎市個人情報保護審査会では、平成21年に市長から諮問を受けて答申（伊勢崎市個人情報保護審査会答申第4号。以下「平成21年答申」という。）を行い、この平成21年答申を受けて市長は、現在に至るまで、相手方の状況、事案の内容や性格等を総合的に勘案し、相手方の個人が特定されないよう個人情報の保護への配慮が求められる場合には、議案書等に掲載する氏名及び住所を匿名表記とする、個人情報の保護に配慮した取扱いを行っている。

しかしながら、平成21年答申からおおよそ10年が経過し、個人情報の保護を取り巻く市民意識や環境が変化し、また、地方分権社会における市議会の役割が一層重視されている今日、改めて市議会の審議権の重要性と個人情報の保護という両要請に応えるためにどのような方法を採用することが適当であるか検討する必要がある。そこで、市議会に提出する議案及び報告に含まれる個人情報の取扱いについて、公表を前提とする議案書等には個人情報を掲載せず、他方、市議会の審議権を制限することがないよう、議案書等とは別に、公表を前提としない資料に個人情報を掲載して市議会に提出する方法を採用ことの妥当性について、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「条例」という。）第47条第1項第3号の規定により、当審査会が市長から意見を求められたものである。

2 審査会の結論

地方自治体が市議会の審議権を最大限尊重すべきことは、平成21年答申当時と何ら変

わるところはない。他方、平成21年答申以降のこの10年間の情報技術の進展及び普及並びに市民意識の変化により、地方自治体における個人情報保護の要請は、より一層強まっていると言える。

そこで、諮問にある具体案について検討してみると、公表を前提とする議案書等には原則として個人情報を掲載せず、他方、市議会の審議権を制限することがないよう、議案書等とは別に、公表を前提としない資料に個人情報を掲載して市議会に提出する方法は、それが実現することにより、市議会においては個人情報を含めて審議権を最大限に発揮することができ、かつ、議案及び報告の当事者においては個人情報が広く市民の目に触れることがなくなるのであるから、市議会の審議権の重要性及び個人情報の保護という両要請を共に実現できる方法であり、妥当である。

ただし、市議会に提出する資料への個人情報の掲載に当たっては、広く市民に公表するものではないものの、個人のプライバシー権を最大限尊重すべきことは、平成21年答申と何ら変わるところはないのであるから、当該資料においても事案によっては匿名とすべき場合があることに留意し、市議会における審議権を不当に制限しない範囲において、個別の事案ごとに、その内容、性格等を総合的に勘案した上で匿名とするか否かを判断すべきである。その際、市議会へ個人情報を提供することについての本人の同意の有無はあくまで判断の一要素に過ぎず、同意が得られないことのみをもって個人情報を提供しないこととするのは適当でない。

3 審査会の考え方

当審査会で審議した結果は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 市議会の審議権について

市議会がその審議権を最大限に発揮して市長の行政運営を監視し、市民の負託に適切に応えていくことは、二元代表制を採用する地方自治制度上、極めて重要であることは言うまでもない。そのため、市長が個人情報の保護を図る際においても、市議会における審議権を極力制限することのないよう検討を行うべきであり、これは、平成21年答申と同様であり、何ら変わるところはない。

(2) 議案及び報告の公表について

本市では、議案書等を市民情報コーナー、図書館等において公表している。地方自治体にはその諸活動を市民に説明する責務があり、また、市民が行政を監視する手段を確保し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政を進展させるためにも、議案書等の公表は重要であり、継続すべきである。

しかし、公表する議案書等に掲載される事項は、不特定多数の第三者の目に触れるものであり、また、議案書等に掲載すべき内容について地方自治法（昭和22年法律第67）等に明文の規定はなく、いかなる程度に具体的に個人情報を議案書等に掲載するかについては、一定の解釈及び運用の余地があるものといえる。このことから、公表する議案書等への個人情報の掲載は、審議権を有する議会に提出する議案及び報告と異なる取扱いをすることも可能であろう。

(3) 議案に含まれる個人情報について

これまで本市の議案に掲載されてきた情報は、各議案に応じ次に掲げるとおりである。

ア 契約の締結

契約の名称、工事名、工事場所、請負代金額、受注者等

イ 財産の交換、取得、処分等

土地所有者の氏名及び土地の所在、地積、買入予定価格等

ウ 訴えの提起

相手方の氏名及び住所、事件名、事件の内容及び請求の趣旨、事件に関する取扱い等

エ 和解

事件の名称、相手方の住所及び氏名、和解の内容として合意した事項（和解条件）等

オ 損害賠償の額の決定

事件の名称、相手方の住所及び氏名、損害賠償の責任が生じた理由、損害賠償の額等

カ 行政委員会の委員の選任同意等（人事案件）

住所、氏名、生年月日等

これらに含まれる個人情報は、議決の可否について市議会が審議を行うために重要な要素であり、また、議案の当事者に関係のある議員はその議事に参与することができないため、市議会の適切な議決権行使のために、議案に関する個人情報を提出することは重要である。

そのため平成21年答申においては、個人情報であっても、市議会における議案審議に必要な範囲で議案書に掲載することが望ましいとしつつ、条例第9条第2項ただし書の趣旨に鑑み、個人のプライバシー権を最大限尊重しなければならないとしている。具体的には、市議会における審議権を制限しない範囲において、個別の事案ごとに、その内容、性格等を総合的に勘案して判断する必要があると認められる場合は、匿名表記により議案書に掲載するなどの措置を講じる必要があるとしている。ただし、これは、議会への個人情報の提供を議案書に掲載する方法によることを前提とした判断であって、他の方法による個人情報の提供を否定するものではない。

(4) 報告に含まれる個人情報について

報告は、議決こそ必要ないが、市議会による行政運営の監視という点では議案と共通するものであり、市議会の適切な行政監視のために個人情報の提出が重要であり、この点において議案と区別する理由はない。

(5) 個人情報の保護について

個人情報の保護に関する市民意識については、平成21年答申以降のこの10年において更に醸成され、自己の個人情報が適切に保護されることへの市民の関心及び期待の高まりはとて大きく、個人情報の保護への配慮が極めて重要であることは争う余地の

ないところである。

また、情報技術、情報通信技術等の進展は著しく、これら情報技術等がスマートフォン、SNS等の普及により市民に広く浸透し、誰もが容易に利用できる環境にあり、個人情報の流出、拡散等が容易に起こりうるとともに、一度公にされた個人情報を回収することは極めて困難な状況である。このような状況に鑑みれば、そもそも個人情報が第三者に公にされないよう最善の注意を図ることが最も効果的な手段であり、個人情報の保護が以前にも増して強く要請される今日においては、あらゆる手段を尽くして、可能な限り個人情報が第三者の目に触れることがないように、最大限の配慮を行うべきである。

(6) 市議会に提出する議案及び報告に含まれる個人情報の取扱いについて

以上のことを考慮すると、市長の諮問にある、公表を前提とする議案書等には原則として個人情報を掲載せず、他方、市議会の審議権を制限することがないように、議案書等とは別に公表を前提としない資料に個人情報を掲載して市議会に提出する方法は、市議会に提供する個人情報の内容は現在と変わらないため、その審議権を制限するおそれがなく、また、議案及び報告の当事者においては個人情報が広く市民の目に触れることがなくなるのであるから、今日の個人情報保護の要請に応えるものであり、妥当である。

ただし、市議会に提出する資料への個人情報の掲載についても、広く市民に公表するものではないとはいえ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある目的外利用等は認めないとする条例第9条第2項ただし書の趣旨に鑑み、特に個人のプライバシー権に対する一定の配慮が必要な事案が考えられる。そのため、市議会における審議権を不当に制限しない範囲において、個別の事案ごとに、センシティブな情報が含まれているか否か等、その内容、性格等を総合的に勘案した上で、市議会に提出する資料についても個人情報を掲載しない扱いとすることが相当である。その際、市議会へ個人情報を提供することについての本人の同意の有無はあくまで判断の一要素に過ぎず、同意が得られないことのみをもって個人情報を提供しないこととするのは適当でない。

なお、市議会の審議において、市議会議員の発言などにより、個人情報が公になることがないように、市議会との間で十分協議を行うべきである。

4 結論

以上のとおりであるから、当審査会は、上記2の結論のとおり答申するものである。